

◎新潟県告示第1372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年11月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新潟市中部公共下水道

3 事業施行期間

昭和44年3月28日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和44年建設省告示第763号、昭和46年新潟県告示第431号、昭和52年新潟県告示第751号、昭和55年新潟県告示第2512号、昭和56年新潟県告示第2326号、昭和57年新潟県告示第1421号、昭和57年新潟県告示第3226号、昭和59年新潟県告示第951号、平成5年新潟県告示第569号、平成5年新潟県告示第2490号、平成8年新潟県告示第205号、平成10年新潟県告示第743号、平成11年新潟県告示第1379号、平成18年新潟県告示第559号及び平成20年新潟県告示第606号の事業地から関屋浜松町、関屋大川前通、関屋恵町、浜浦町、関屋金鉢山町、文京町、信濃町、関屋有明台、関屋金衛町、関屋昭和町、平島、小針、青山、水道町、白山浦、松波町、関屋本村町、関屋田町、川岸町、下川原町、学校町通、旭町通、沼垂西万代、天明町、弁天町、万代町、東万代町、明石通、蒲原町、明石、花園、上所島、白山浦新町通、関屋御船蔵町、関屋、汐見台、有明台、流作場新、出来島、近江、女池、神導寺、紫竹、鑑、米山、西船見町、西大畑町、小針上山、小針藤山、小針が丘、小針南台、堀割町、有明大橋町、弥生町、西有明町、内野町、関屋堀割町、台、寺尾西、寺尾中央公園、寺尾、新通、青山新町、坂井、大野、須賀、五十嵐下谷内、真砂町、浦山、南万代町、鏡が岡、馬越、西馬越、万代島、長嶺町、流作場、春日町、幸町、水島町、下所島、網川原、紫竹山、笹口、天神尾、南田、諏訪野、青山水道、東出来島、南長潟、美の里、寺尾新町、五十嵐1の町、有明町、松美台、小針台、新光町、水道町1丁目及び2丁目並びに白山浦1丁目及び2丁目並びに関屋松波町1丁目、2丁目及び3丁目並びに関屋本村町1丁目及び2丁目並びに関屋田町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目並びに関屋下川原町1丁目及び2丁目並びに関屋新町通1丁目、2丁目及び3丁目並びに関屋昭和町1丁目、2丁目及び3丁目並びに関屋金衛町1丁目及び2丁目並びに関屋大川前通1丁目、関屋大川前1丁目及び2丁目並びに浜浦町1丁目及び2丁目並びに関新1丁目及び3丁目並びに川岸町1丁目、2丁目及び3丁目並びに旭町通1番町及び2番町並びに学校町通1番町、2番町及び3番町並びに浦山1丁目、2丁目及び4丁目並びに青山1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目及び8丁目並びに東青山1丁目及び2丁目並びに小針西1丁目及び2丁目並びに寺尾前通1丁目、2丁目及び3丁目並びに西小針台1丁目、2丁目及び3丁目並びに寺尾上1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに寺尾東1丁目、2丁目及び3丁目並びに寺尾西1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目並びに寺尾北1丁目及び2丁目並びに寺尾台1丁目、2丁目及び3丁目並びに坂井東1丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに坂井1丁目、2丁目及び3丁目並びに松美1丁目、2丁目及び3丁目並びに五十嵐東1丁目及び2丁目並びに内野山手2丁目、松海が丘1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目並びに上新栄町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに真砂1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目並びに平島1丁目及び2丁目並びに竜が島1丁目及び2丁目並びに沼垂東1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目並びに沼垂西1丁目、2丁目及び3丁目並びに日の出1丁目、2丁目及び3丁目並びに万代1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに八千代1丁目及び2丁目並びに弁天1丁目、2丁目及び3丁目並びに弁天橋通1丁目、2丁目及び3丁目並びに東大通1丁目及び2丁目並びに明石1丁目及び2丁目並びに弁天町2丁目、明石通1丁目、東町1丁目、花園1丁目及び2丁目並びに幸西1丁目、2丁目及び3丁目並びに笹口1丁目、2丁目及び3丁目並びに南笹口1丁目及び2丁目並びに鑑1丁目、2丁目及び3丁目並びに鑑西1丁目及び2丁目並びに紫竹山1丁目、2丁目及び3丁目並びに天神1丁目及び2丁目並びに米山1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに堀之内南1丁目及び2丁目並びに女池1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目並びに女池西1丁目及び2丁目並びに女池神明1丁目、2丁目及び3丁目並びに愛宕1丁目、2丁目及び3丁目並びに女池東1丁目、女池北1丁目並びに下所島1丁目及び2丁目並びに上所1丁目、2丁目及び3丁目

並びに神道寺1丁目、2丁目及び3丁目並びに上所中1丁目、2丁目及び3丁目並びに上所上1丁目、2丁目及び3丁目並びに和合町1丁目、2丁目及び3丁目並びに姥ヶ山1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目並びに京王1丁目、2丁目及び3丁目並びに山ニッ1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目並びに長瀧1丁目、2丁目及び3丁目並びに高志1丁目及び2丁目並びに曾野木1丁目及び2丁目並びに天野1丁目、2丁目及び3丁目並びに太右エ門新田字浦瀧、字下田及び字一分田並びに女池字西前沢、字下山、字上山前、字中村北、字和合町、字下山北、字中央北、字中村北、字上山、字下山南、字東前沢、字蓮瀧東、字上山前及び字中村前並びに鳥屋野字中沼、字割前、字地藏山、字上中沢、字東割前及び字西割前並びに神導寺字南、字神導寺南及び字神導寺北並びに紫竹字西沢、鑑字南沢及び字北沢並びに米山字東沢、笹口字三ッ屋、出来島字上川原、字西田、字山の上、字村前、字天神山、字上の山及び字居浦並びに近江字上及び字下並びに上所島字中沢、字宮浦、字上所上、字上所中、字上沢、字下沢、字居付、字宮道及び字前沢並びに親松字太田、字居付、字樋先及び字上樋先並びに大島字割前及び字居付並びに平島字道下、字道上、字居掛及び字辻下並びに小針字村上、字村中、字村下、字新町、字藤山、字薪山及び字山腰並びに青山字道下、字浦山町、字下山、字浦山、字上山、字山腰及び字道上並びに寺尾字老瀧、字下谷内、字蓮瀧、字老瀧砂山、字栗戸下、字栗戸上、字村上、字居浦及び字村下並びに坂井字村上、字村中、字村下及び字砂山並びに上所島字下居浦及び字上所下並びに下所島字前沢、須賀字村中及び字前沢並びに大野字村上、字藤山、字川端、字村中、字荒し、字道外及び字下谷内並びに紫竹山字居付、字東沢及び字西沢並びに堀之内字浦沢及び字前沢並びに新和字居付及び字新田前並びに小張木字築留及び字居付並びに網川原字沼田、字前田、字砂田、字旧跡浦及び字神明前並びに姥ヶ山字寺浦、字小島、字原の台及び字大日並びに山ニッ字大西、長瀧字北谷内、字長瀧及び字木村前並びに曾川字居村及び字上割を削り、中央区一番堀通町、関南町、三和町、沼垂東6丁目、幸西4丁目、長瀧、関新2丁目、太右エ門新田、親松、鳥屋野、大島、西区平島3丁目、浦山3丁目、坂井東2丁目、五十嵐2の町、五十嵐東3丁目、上新栄町、小新並びに江南区曾川とする。

(2) 使用の部分

新潟市中央区一番堀通町、関南町、幸西4丁目、関新2丁目、西区平島3丁目、坂井1丁目、坂井東2丁目及び小新地内並びに中央区網川原1丁目から美咲町1丁目まで、万代島から三和町まで、竜が島1丁目から沼垂東6丁目まで、太右エ門新田から女池南1丁目まで、鳥屋野から網川原1丁目まで、大島から親松まで及び美咲町1丁目から西区平島3丁目までの区間内を加える。